

第3節 自然公園

1 自然公園の指定状況

●表2-3-16 自然公園一覧

(単位：a)

公 園 名	面 積							指 定 年 月 日
	特別保護 地 区	特 別 地 域				普通地域	合 計	
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	計			
瀬 戸 内 海 国 立 公 園		2	680	199	881	657	1 538	昭和25年 5 月18日
小 計		2	680	199	881	657	1 538	
剣 山 国 定 公 園		1 240	3 218	11 522	15 980	2 ,196	18 ,176	昭和39年 3 月 3 日
室 戸 阿 南 海 岸 国 定 公 園	92	64	1 491	2 088	3 643	5	3 740	昭和39年 6 月 1 日
〔 阿波大島海中 公 園 地 区 〕	(15 5)							昭和46年 1 月22日
〔 阿波竹ヶ島海中 公 園 地 区 〕	(9 9)							昭和47年10月16日
小 計	92	1 304	4 709	13 610	19 623	2 201	21 916	
箬 嶺 立 自 然 公 園						1 ,183	1 ,183	昭和42年 1 月 1 日
土 柱 高 越 県 立 自 然 公 園						1 586	1 586	〃
大 麻 山 県 立 自 然 公 園						1 309	1 309	〃
東 山 溪 県 立 自 然 公 園						3 724	3 724	〃
中 部 山 溪 県 立 自 然 公 園						5 681	5 681	〃
奥 宮 川 内 谷 県 立 自 然 公 園						1 325	1 325	〃
小 計						14 808	14 808	
合 計	92	1 306	5 389	13 809	20 504	17 666	38 262	

2 自然公園区域及び公園計画の再検討

自然公園法によって定められる公園計画は、それぞれの公園の特性に応じて、いかにして風景の保護を図り、その公園としての資質を保全するか、また、自然休養レクリエーションの場として、適正な利用を図ることについて定める計画であり、公園の管理、運営、施設整備の基本をなすものです。

近年、自然公園をとりまく社会情勢は著しく変化してきており、現行の公園計画では、対応しきれない場合もあるため国においては、公園計画の再検討を進めるべく昭和48年に「国立公園計画の再検討要領」を定めました。

再検討の基本方針として

ア 5年ごとに再検討を行うこととし、この間は原則として公園計画の変更は行わない。

イ 公園区域は、区域線の明確化を図るために必要な場合等特別な事情のある場合を除き変更しない。特に開発を目的とする区域の削除は原則として行わない。

- ウ 保護計画は、景観の質の再評価を行い、現行の保護地種区分を保護強化の方向で再検討する。
 - エ 管理の適正化を図るため、各地区毎に保護対策とこれの管理方針を明らかにする。
 - オ 地種区分境界線を明確化する。
 - カ 計画利用は、自然景観の質に対応し、良質な利用を促進するという観点から現計画を再検討する。
 - キ 特に優れた景観地では、適正な利用と一帯の景観の保全を図るため、実情に応じ利用の規制についての方策を検討する。
- としています。

本県の自然公園においても指定後相当な年月がたっていますが、自然保護に対する関心は年々高まっており、公園内の自然の価値がますます重視されるようになっていくとともに、公園利用の面においても交通網の整備が進むにつれて公園利用者は、指定当時から大幅に増加しています。

このような状況において、将来世代も公園の豊かな自然が享受できるよう、景観及び生物多様性の観点から再評価し、保全のための規制を適正に行うとともに、必要最小限の利用のための施設整備を行う必要があり公園計画の見直しを順次行っています。

各公園における見直しの状況は次のとおりです。

(1) 瀬戸内海国立公園

昭和32年及び45年に保護及び利用計画が決定され、その後全面的に見直しは行われていませんでしたが、平成2年度に再検討作業を終了し、公園計画が変更されました。

(2) 剣山国定公園

昭和61年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。またその後の状況変化に対応するため、平成5年度にも公園計画が変更されました。

(3) 室戸阿南海岸国定公園

平成9年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。

(4) 県立自然公園

県下の6県立自然公園は、区域指定に止まっています。今後公園計画を策定し、適正な保護及び利用を図る必要があります。

3 自然公園の保護管理

(1) 自然公園内における各種行為の規制

自然公園区域内においては、その区域の風致景観を保護するため、自然公園法あるいは徳島県立自然公園条例に基づき各種の行為（工作物の新改増築等、木竹の伐採、土石の採取等）について規制が課せられ、規制の範囲は、自然公園区域内に決定されている特別地域、普通地域によって異なっており、また許可権限者についても国立公園は環境省大臣、国定公園及び県立自然公園は県知事となっています。

なお、国立、国定公園の特別地域内の行為については自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条によって、許可、不許可の判断がなされており、大規模な開発行為（1ha以上の面的広がりをもつ開発行為等）については、事前に環境に及ぼす影響について総合調査を行うこととされています。

平成13年度における自然公園ごとの許可、届出等の件数は、表2-3-17のとおりです。

●表 2-3-17 自然公園内許可等件数

自然公園別 事 項 別		剣山国定公園	室戸阿南海岸 国 定 公 園	県立自然公園	計
特別地域許可	工作物の新改増築	13	18		31
	土 石 の 採 取	1	0		1
	木 竹 の 伐 採	0	3		3
	水面の埋立・干拓	0	1		1
	指定植物の採取	2	0		2
普通地域届出	工作物の新改増築	0	0		0
	土地の形状変更	0	0		0
特別地域内協議 普通地域内通知	工作物の新改増築	3	0		3
	木 竹 の 伐 採	0			1
非常災害応急処置	工作物の新改増築	0	0		0
条例に基づく届出	工作物の新改増築			1	1
	土 石 の 採 取			4	4
	土地の形状変更			2	2
計		19	23	7	49
公園事業認可・執行承認		0	4	0	4

(2) 自然公園等における管理

ア 美化清掃

自然公園における美化清掃は鳴門公園においては、(有)自然公園美化管理財団が国立公園清掃活動負担金（県・市）の助成を受け、清掃活動を行っています。

その他一部市町村においては、清掃管理を助成して施設の巡視清掃を行っています。

イ 施設の管理

自然公園の利用施設については、必要に応じ補修整備を行い適正利用に努めています。

ウ 自然公園監視員及び自然公園巡視員

自然公園等の適切な管理を行うため、昭和48年度から県自然環境保全条例第36条の規定に基づき自然保護監視員を県下に配置し、各農林事務所長の指導監督を受け、自然環境保全に関する監視、指導、情報収集等を行っています。また、平成4年度から自然公園巡視員（2名）を置き、自然公園等の監視を行っています。

平成14年度における監視員の配置状況は表2-3-18のとおりです。

●表 2-3-18 自然保護監視員配置状況

(単位：人)

農 林 事 務 所	徳 島	阿 南	日 和 佐	川 島	脇 町	池 田	合 計
監視員配置数	14	11	10	8	12	11	66

(3) 自然保護のための民有地買上地の管理

剣山国定公園内の剣山及び一の森地区の優れた自然環境（シコクシラベ、ツガ等の亜寒帯樹林及びブナ、ミズナラ等の広葉樹林）を保護するため、昭和61年度及び昭和62年度に民有地約222haを県が取得し、さらに平成6年度及び平成7年度にも91haを取得し、以後自然保護監視員の巡視等により適正な管理に努めています。

4 自然とのふれあいのための施設整備

県民の自然とのふれあいを求める欲求は年々高まっており、自然との交流を図る健全な野外活動は、県民生活においてますます重要性を増しておりますが、自然公園の自然や風致景観を損なわないような施設整備が重要となっております。

(1) 平成13年度における自然公園の公園利用施設の整備は次のとおりです。

ア 公 共 事 業

国定公園の公園計画に基づき、剣山国定公園の利用施設の整備を、環境省の補助事業である自然公園等整備事業により実施しました。（表2-3-19）

●表2-3-19 平成13年度自然公園等整備事業

公 園 名	事 業 概 要	事業費（千円）
剣 山 国 定 公 園	見ノ越駐車場整備	151,000
	剣山縦走線歩道整備、標識整備	15,000
計		166,000

イ 県費補助事業

自然環境保全施設整備事業は、自然公園及びこれに準ずる地域における自然環境の保全を図りその適正な利用を促進するとともに、四国いやしのみちづくりを推進するために、市町村等が行う環境保全、施設の整備に要する経費に対し、事業費の2分の1以内の補助金の交付をするものです。（表2-3-20）

●表2-3-20 平成13年度自然公園等利用促進事業

番号	補助対象市町村	補助額（千円）	施 設 内 容
1	徳 島 市	1,500	中津峰公園整備工事
2	山 城 町	1,967	野鹿野池歩道整備工事
3	池 田 町	5,000	祖谷溪展望所修繕工事
4	木 屋 平 村	1,000	剣山登山道歩道整備工事
5	阿 波 町	5,000	土柱公園遊歩道整備工事
計		14,467	

5 剣山特殊植物等保全事業の推進

剣山の山頂には、かつて、ミヤマクマザサやシコクフウロウ等が繁茂していましたが、地質の脆弱性、気候条件の厳しさや、多数の登山者による踏圧によりこれらの植生が後退し、裸地化が進んでおり、この後退している植生を回復するために、平成5年度より環境省の補助事業の特殊植物等保全事業により、3ヶ年計画で総事業費6,900千円をかけて、剣山ミヤマクマザサ等植物群落の植生を回復させるために、頂上付近の約1,000㎡に、播種や植えつけ等の事業を実施しました。また、これにあわせて、環境省の補助事業の自然公園等整備事業により、浸食及び登山者による踏圧からの回避を図る目的で、登山道への木道を設置しました。